

ゴールド集落支援事業

平成22年度のゴールド集落支援事業は、以下のとおりです。詳しくは、各問合先までお問い合わせください。

ゴールド集落活性化事業

① ゴールド集落重点支援地区補助金

高齢化率60%以上のゴールド集落に対し、助成を行います。

【補助金の額】

高齢化率	基本額	加算額
60%以上 70%未満	2万円	左記の金額に自治会に加入する1世帯当たり1千円を加算します。
70%以上 80%未満	3万円	
80%以上 90%未満	4万円	左記の金額に自治会に加入する1世帯当たり1千円を加算します。
90%以上	5万円	



② ゴールド集落自主活動支援補助金

ゴールド集落が行う自主事業に対し、12万円を上限として事業費の4分の3以内の額の助成を行います。



③ ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金



ゴールド集落への支援を申し出た地区コミュニティ協議会に対し、1ゴールド集落当たり5万円の助成を行います。

④ ゴールド集落支援市民活動補助金

ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な活動を行うNPO法人、ボランティア団体などに対し、24万円を上限として事業費の4分の3以内の額の助成を行います。



(詳しくは23ページお知らせ欄に掲載)

【問合先】本庁コミュニティ課 (内線 4621)

ゴールド集落支援職員の配置



ゴールド集落と行政のパイプ役として職員を配置し、情報提供や相談・アドバイスなどの活動を行い、地域の活性化を図ります。

【問合先】本庁コミュニティ課 (内線 4621)

ゴールド集落定住促進助成事業

ゴールド集落に市外から転入または市内から転居し、自治会に加入された方1人につき年間6万円を4年間交付します。

さらに、転入・転居世帯内に18歳未満の子がいる場合は、1人につき10万円を初年度のみ交付します。

なお、一部対象とならないゴールド集落があります。

【問合先】本庁企画政策課 (内線 4852)



ゴールド集落耕作放棄地解消事業

ゴールド集落の耕作放棄地の草払い・耕起作業、景観作物の植え付けを行い、農地の有効利用による活気のあるゴールド集落の育成を図ります。



【問合先】本庁農政課 (内線 4212)

ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業

ゴールド集落内の農作物被害を防止するため、有害鳥獣防止施設(電気柵など)の購入費用の3分の2を助成し、必要の場合は、設置人件費についても助成します。



【問合先】本庁農政課 (内線 4223)

ゴールド集落火災予防対策等事業

消防団員などがゴールド集落に対し、定期的な巡回や声掛けを実施し、住宅の台所などの点検や火災予防の広報活動を行います。



【問合先】消防局消防総務課 ☎(22)0119

宅配サービス事業者紹介事業

集落に店がなく、食料品や生活用品の購入に苦慮し、宅配サービスのあっせんを望むゴールド集落について、宅配サービスを行う業者へ、情報提供を行います。



【問合先】本庁商工振興課 (内線 4321)

薩摩川内市では、過疎化や高齢化が進行するゴールド集落について、地域が抱える課題の解決と市民が住み慣れた地域に安心して住み続けられる地域づくりを推進することを目的に、薩摩川内市ゴールド集落活性化条例を制定しました。

薩摩川内市ゴールド集落活性化条例の概要

『ゴールド集落』とは

毎年1月1日現在の住民基本台帳に登録された65歳以上の人口割合が、50%以上の自治会の区域で、本市独自の呼称です。

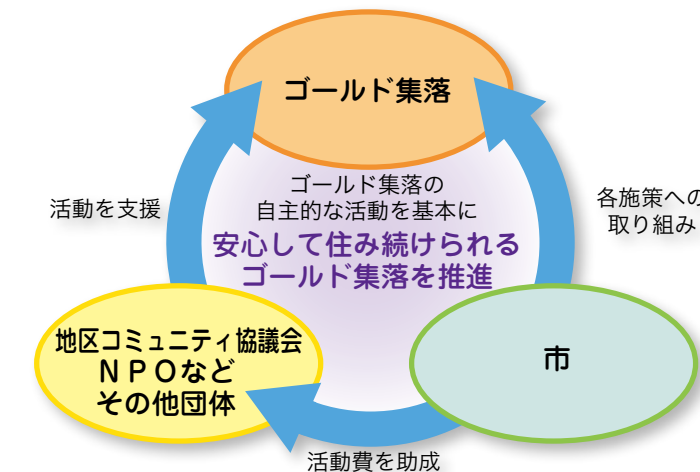


●平成22年度ゴールド集落

地域	自治会名	
川内	太平橋三丁目、皿山、永野段、高貴、楠元下、役田、西川内、高牧、湯ノ浦上、東手、網津中、宇都、東上手、西上手、井上、川底上、浜田、加治屋、小田、砂岳(滄浪)、十原、前向(寄田)、山ノ口、天神、新田、上野(寄田)、池ノ段、土川、白浜(峰山)、小麦川、小川、長野(吉川)、宇都川路、下之段、上大迫、都合、松岡、湯之元、伊勢美山、内門、三田、浦小路、上町、下町	
	樋脇	菖蒲ヶ段、上牛鼻、下牛鼻、上野下、平田、上之原、下村、杉馬場
	入来	内之尾、中山、水戸、岩下、長野上
	東郷	向江園、城ヶ原、向江原、山ノ口、古里、鳥丸上、堀、大久保、中津保、本保
	祁答院	矢立、中、滝間
	上甑	上甑町江石、瀬上、桑之浦
	下甑	前迫(内川内)、後迫(内川内)、瀬尾、上
	鹿島	7区

【基本理念】

ゴールド集落における地域づくりは、ゴールド集落住民自らが考え、行動するという自主的な活動を基本とし、高齢者の有する知識や技能を生かし、地域に誇りを持ち、互いに支え合い、安心して住み続けられるよう、ゴールド集落、地区コミュニティ協議会、市などの連携により推進します。



- ゴールド集落**
地域の課題や活性化について、自らが取り組む活動方針や、内容などを定めた計画の策定に努め、地域づくりを行います。
- 地区コミュニティ協議会**
ゴールド集落と連携しながら、協力して地域づくりを行います。
- NPO法人・ボランティア団体など**
ゴールド集落の自主性、自立性を尊重し、連携して地域の活性化に取り組めます。

- 市**
高齢者に対する見守り体制の充実、自立した集落活動の支援、定住の促進、安全・安心に暮らせるための生活基盤の確保、自然環境、景観などの維持保全や地域産業の振興に取り組めます。
事業実施については、毎年度の予算編成を通じて、ゴールド集落の状況に応じた取り組みを検討します。

ゴールド集落活性化条例を制定しました